

第1編 開発行為に伴う流出増対策に係る防災調整池 設置のためのアウトライン

開発行為に伴う流出増対策に係る防災調整池設置のためのアウトライン

1. 設置基準

開発行為に伴う流出増対策に対し、下流の治水安全度を低下させないための方法としては、下流河道の改修を行う方法が最も確実であるが、これによることが困難な場合において、開発区域内に防災調整池を設けることとする。

2. 適用範囲

開発行為に伴う流出増が見込まれる全ての開発行為を対象とする。

ただし、開発区域周辺において、今後新たな開発計画が見込まれない単一な開発計画においては、開発面積が1.0ha以上を対象とする。

3. 技術基準

防災調整池等技術基準(案)に準ずるものとし、構造基準に関する部分については、河川砂防技術基準(案)を参考とする。

4. 計画基準

(1) 調整池容量を決定するにあたっての流出増の対象流域については、開発行為にかかる区域(開発区域)とする。

(2) 算定方法については厳密法により、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)第10条(洪水調節容量の算定方法、その1)を基本とする。

ただし、開発行為が流域の全部にわたる場合については別途検討する。

(3) 計画規模については、開発区域より下流において確保すべき治水安全度が、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)第10条の基準を上回る場合は、必要とする下流の治水安全度に見合った適切なものとする。

5. 調整池の維持管理

(1) 非自己用(開発行為完了後分譲等を目的としたもの)

防災調整池の維持管理については、恒久施設として市町村が管理する。

ただし、開発行為が完了するまでにおいて、開発行為を見込んだ下流河道改修が完了する場合はこの限りではない。

(2) 自己用(開発行為完了後自己使用を目的としたもの)

1) 普通河川に防災調整池を設ける場合

原則としてその維持管理は市町村が行う。ただし小規模な開発行為で、かつ防災調整池の大部分が民有地に計画される場合にあつて、これによることが困難な場合は下記2)によることができる。

2) 民有地に防災調整池を設ける場合

市町村と開発協議者は、開発行為にともなって設置する防災調整池にかかる協定を締結の上、市町村の指導監督下において、開発事業者が防災調整池の維持管理を行う。